（商標登録令施行規則の一部改正）

第九条　商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

様式第一〔第一条の二関係〕

商標登録第　　号				
第一表示部				
表示番号（付記）	登録事項			
1番	出願年月日		出願番号	
	査定（審決）年月日		区分の数	
	国際登録の取消し（廃棄）後の特例	国際登録の番号		
		国際登録の年月日（事後指定の年月日）		
	出願時の特例	特例国際商標権に係る国際登録の番号		
	動き商標			
	ホログラム商標			
	立体商標			
	色彩のみからなる商標			
	音商標			
	位置商標			
	標準文字			
	団体商標			
	地域団体商標			
	優先権主張	国・地域名		
		出願年月日		件数
	商品及び役務の区分			
	指定商品（指定役務）			
	登録年月日			
第二表示部				
表示番号（付記）	登録事項			
登録料記録部				
登録料				

改正前

様式第一〔第一条の二関係〕

商標登録第　　号				
第一表示部				
表示番号（付記）	登録事項			
1番	出願年月日		出願番号	
	査定（審決）年月日		区分の数	
	国際登録の取消し（廃棄）後の特例	国際登録の番号		
		国際登録の年月日（事後指定の年月日）		
	出願時の特例	特例国際商標権に係る国際登録の番号		
	動き商標			
	ホログラム商標			
	立体商標			
	色彩のみからなる商標			
	音商標			
	位置商標			
	標準文字			
	団体商標			
	地域団体商標			
	優先権主張	国名		
		出願年月日		件数
	商品及び役務の区分			
	指定商品（指定役務）			
	登録年月日			
第二表示部				
表示番号（付記）	登録事項			
登録料記録部				
登録料				